平成２３年（フ）第２３号
青森市大字大野字若宮111番地13
破産者　盛　　純二
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
仙台市若林区沖野１丁目35番23号　ＫＳクレストＢ
破産者　首藤　孝広
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
仙台市若林区六丁の目北町12番１―511号、従前の住所仙台市泉区明石南６丁目12番地の１
破産者　相澤　圭介（旧姓荒井）
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
仙台市青葉区北根３丁目10番24号
破産者　土屋　健太
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1078番地６
破産者　樋口　　誠
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５７号
埼玉県行田市大字下須戸13番地２
破産者　藤野千代子（旧姓新井）
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９５４号
愛知県春日井市高山町１丁目８番地の２　エステート高山304号室、住民票上の住所岐阜市茶屋新田３丁目36番地３
破産者　淺井　　睦
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０７号
名古屋市守山区幸心１丁目720番地　メゾン前田203号
破産者　三宝整体・向井義和こと　鄭　　義和
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１号
名古屋市昭和区桜山町６丁目105番地の２　桜山アイリス205号
破産者　林　　延衛
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８号
愛知県大府市森岡町２丁目201番地　フォーレストヒルズＢ101号
破産者　木下組こと比和土木こと　木下　晶昇
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９号
愛知県大府市森岡町２丁目201番地　フォーレストヒルズＢ101号
破産者　木下八重子
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３９号
名古屋市北区西志賀町１丁目20番地
破産者　佐藤　　巧
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９４号
大阪府泉佐野市市場西３丁目４番１―1407号
破産者　三野　政徳
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
大阪府泉大津市池浦町２丁目９番29号
破産者　河野　基晴
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番35―501号、従前の住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番506―201号
破産者　辻　小百合
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６８号
神戸市中央区神仙寺通４丁目２番13号　みゆきハイツ105号
破産者　児玉　敦行
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９２号
広島県東広島市西条町御薗宇3483番地２
破産者　高橋　博明
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７号
広島市安佐北区落合２丁目13番11―208号
破産者　小坂　一成
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８号
広島市東区中山北町１番５号
破産者　平川　勲夫
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部